

新	旧	備考
中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険手続細則 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00030 沿革 (略) <u>平成28年 6 月 8 日 一部改正</u> 中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険約款（平成17年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	中小企業輸出代金保険手続細則 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00030 沿革 (略) 中小企業輸出代金保険約款（平成17年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	
(申込み) 第 1 条 中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約の締結日以降、輸出契約で定められた船積予定日の 30 日前の日から船積の前日までに別紙様式第 1 による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書（以下「申込書」という。）を日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。 なお、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保険料算定のため、輸出貨物の代金の額を次の各号に規定する内容に従って分割した金額を申込書上の契約金額として記載して、申込書を提出するものとする。 一 ～ 二 (略) 三 リテンション決済（中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険運用規程（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031）第 15 条第 2 項に定めるものをいう。）を含む場合は、決済期限毎 2 日本貿易保険が、中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険に係る保険業務の委託を行ったときは、前項に規定する提出は、本店等にかえて当該委託先に行うことができる。	(申込み) 第 1 条 中小企業輸出代金保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約の締結日以降、輸出契約で定められた船積予定日の 30 日前の日から船積の前日までに別紙様式第 1 による中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書（以下「申込書」という。）を日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。 なお、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保険料算定のため、輸出貨物の代金の額を次の各号に規定する内容に従って分割した金額を申込書上の契約金額として記載して、申込書を提出するものとする。 一 ～ 二 (略) 三 リテンション決済（中小企業輸出代金保険運用規程（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031）第 15 条第 2 項に定めるものをいう。）を含む場合は、決済期限毎 2 日本貿易保険が、中小企業輸出代金保険に係る保険業務の委託を行ったときは、前項に規定する提出は、本店等にかえて当該委託先に行うことができる。	
(輸出契約の重大な内容変更等の通知) 第 2 条 被保険者は、約款第17条第 1 項の規定に基づき輸出契約又は輸出貨物の代金に重大な内容変更等を行ったことを通知するときは、内容変	(輸出契約の重大な内容変更等の通知) 第 2 条 被保険者は、約款第17条第 1 項の規定に基づき輸出契約又は輸出貨物の代金に重大な内容変更等を行ったことを通知するときは、内容変	

新	旧	備考
更等通知期限までに、別紙様式第2 - 1による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書）（以下「変更通知書等」という。）及び当該変更に係る内容変更承認申請回答書の写し（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を本店等（申込書を提出した方に限る。以下同じ。）に提出するものとする。 2 （略）	更等通知期限までに、別紙様式第2 - 1による中小企業輸出代金保険（変更通知書・変更承認申請書）（以下「変更通知書等」という。）及び当該変更に係る内容変更承認申請回答書の写し（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を本店等（申込書を提出した方に限る。以下同じ。）に提出するものとする。 2 （略）	
第3条～第4条 （略）	第3条～第4条 （略）	
（保険契約の訂正等） 第5条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、別紙様式第2 - 2による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険訂正承認申請書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。	（保険契約の訂正等） 第5条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、別紙様式第2 - 2による中小企業輸出代金保険訂正承認申請書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。	
（保険の目的等の譲渡に係る承認申請） 第6条 被保険者は、約款第33条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第3 - 1による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。 2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第3 - 2による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	（保険の目的等の譲渡に係る承認申請） 第6条 被保険者は、約款第33条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第3 - 1による中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。 2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第3 - 2による中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
（質権等設定の承諾申請等） 第7条 被保険者は、保険契約の締結と同時に約款第35条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、保険の申込みの時に別紙様式第1による申込書にその旨を記入し、本店等に提出するものとする。 2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第35条の規定に基づき保険の目	（質権等設定の承諾申請等） 第7条 被保険者は、保険契約の締結と同時に約款第35条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、保険の申込みの時に別紙様式第1による申込書にその旨を記入し、本店等に提出するものとする。 2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第35条の規定に基づき保険の目	

新	旧	備考
的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第4 - 1による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険質権等設定承諾申請書を本店等に提出するものとする。 3 被保険者は、第1項又は前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第4 - 2による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険質権等設定解除等通知書を本店等に提出するものとする。	的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第4 - 1による中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書を本店等に提出するものとする。 3 被保険者は、第1項又は前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第4 - 2による中小企業輸出代金保険質権等設定解除等通知書を本店等に提出するものとする。	
(損失等発生のお知らせ) 第8条 被保険者は、約款第12条の規定に基づき損失等の発生を通知するときは、別紙様式第5による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険損失等発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	(損失等発生のお知らせ) 第8条 被保険者は、約款第12条の規定に基づき損失等の発生を通知するときは、別紙様式第5による中小企業輸出代金保険損失等発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
(入金のお知らせ) 第9条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第6による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	(入金のお知らせ) 第9条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第14条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第6による中小企業輸出代金保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
(保険金受取人の指定等のお知らせ) 第10条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。 2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第7による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。	(保険金受取人の指定等のお知らせ) 第10条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。 2 被保険者は、保険契約の締結後に約款第20条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第7による中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書に中小企業輸出代金保険保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。	

新	旧	備考
のとする。		
(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第11条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第8による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)	(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第11条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第8による中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)	
(保険金の支払の請求) 第12条 保険金請求人は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第9による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険保険金請求書に、別表2に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 ～ 3 (略)	(保険金の支払の請求) 第12条 保険金請求人は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第9による中小企業輸出代金保険保険金請求書に、別表2に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 ～ 3 (略)	
(保険金請求権の消滅時効の中断申請) 第13条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第11による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。	(保険金請求権の消滅時効の中断申請) 第13条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第11による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。	
(権利行使等の委任) 第14条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項の規定に基づき輸出契約等(無付保部分を含む。)に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第12-1による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険権利行使等委任状又は別紙様式12-2による中小企業・<u>農林水産業</u>輸出代金保険権利行使等委任状(保険金請求前)に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	(権利行使等の委任) 第14条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項の規定に基づき輸出契約等(無付保部分を含む。)に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第12-1による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状又は別紙様式12-2による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状(保険金請求前)に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	
(回収協力義務の履行状況の報告)	(回収協力義務の履行状況の報告)	

新	旧	備考
第15条 被保険者は、約款第27条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第13による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日。）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。 2 ～ 4 （略）	第15条 被保険者は、約款第27条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第13による中小企業輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日。）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。 2 ～ 4 （略）	
（回収金の納付） 第16条 被保険者は、約款第28条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第14による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 （略）	（回収金の納付） 第16条 被保険者は、約款第28条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第14による中小企業輸出代金保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 （略）	
（回収に要した費用の負担） 第17条 約款第29条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第15による中小企業・農林水産業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。 2 （略）	（回収に要した費用の負担） 第17条 約款第29条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第15による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。 2 （略）	
第18条 （略）	第18条 （略）	
（指示書） 第19条 日本貿易保険は、約款第26条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各	（指示書） 第19条 日本貿易保険は、約款第26条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各	

新			旧			備考
号に定める指示書を被保険者に提示する。 一 日本貿易保険は、被保険者が約款第 21 条第 1 項の規定に基づき別紙様式 12 - 1 による中小企業・ <u>農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状</u> を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。 二 ～ 三 (略)			号に定める指示書を被保険者に提示する。 一 日本貿易保険は、被保険者が約款第 21 条第 1 項の規定に基づき別紙様式 12 - 1 による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。 二 ～ 三 (略)			
(回収納付金の返還請求) 第20条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第16による中小企業・ <u>農林水産業輸出代金保険回収納付金返還請求書</u> に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。			(回収納付金の返還請求) 第20条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第16による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。			
第21条 ～ 第22条 (略)			第21条 ～ 第22条 (略)			
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年 7 月 4 日から実施する。</u>						
別表 1 別紙様式第 1 から第 4 - 2 の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式 <u>第 5</u> から第 16 の提出先は本店とする。			別表 1 別紙様式第 1 から第 4 - 2 の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式 5 から第 16 の提出先は本店とする。			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1	中小企業・ <u>農林水産業輸出代金保険</u> 申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)	1	中小企業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)	
2 - 1	中小企業・ <u>農林水産業輸出代金保険</u> (変更通知書・変更承認申請書)	1(1)	2 - 1	中小企業輸出代金保険 (変更通知書・変更承認申請書)	1(1)	
2 - 2	中小企業・ <u>農林水産業輸出代金保険</u> 訂正承認申請書	1(1)	2 - 2	中小企業輸出代金保険訂正承認申請書	1(1)	
3 - 1	中小企業・ <u>農林水産業輸出代金保険</u> 保険目的等譲渡承認申請書	1(1)	3 - 1	中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)	
3 - 2	中小企業・ <u>農林水産業輸出代金保険</u> 保険目的等譲渡終了通知書	1(1)	3 - 2	中小企業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)	

新				旧				備考
4 - 1	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険質権等設定承諾申請書	1(1)		4 - 1	中小企業輸出代金保険質権等設定承諾申請書	1(1)		
4 - 2	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険質権等設定解除等通知書	1(1)		4 - 2	中小企業輸出代金保険質権等設定解除等通知書	1(1)		
5	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険損失等発生通知書	1(1)		5	中小企業輸出代金保険損失等発生通知書	1(1)		
6	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険入金通知書	1(1)		6	中小企業輸出代金保険入金通知書	1(1)		
7	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険保険金受取人指定等通知書	1(1)		7	中小企業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書	1(1)		
8	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)		8	中小企業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)		
9	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険保険金請求書	1(1)		9	中小企業輸出代金保険保険金請求書	1(1)		
10	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険保険金請求経緯書	1(1)		10	中小企業輸出代金保険保険金請求経緯書	1(1)		
11	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険時効中断承認申請書	1		11	中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書	1		
12 - 1	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険権利行使等委任状	1(1)		12 - 1	中小企業輸出代金保険権利行使等委任状	1(1)		
12 - 2	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1(1)		12 - 2	中小企業輸出代金保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1(1)		
13	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書	1(1)		13	中小企業輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書	1(1)		
14	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険回収金通知書	1(1)		14	中小企業輸出代金保険回収金通知書	1(1)		
15	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険回収費用負担請求書	1(1)		15	中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書	1(1)		
16	中小企業・ <u>農林水産業</u> 輸出代金保険回収納付金返還請求書	1(1)		16	中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書	1(1)		
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。				その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。				

新	旧	備考
別表2 (略)	別表2 (略)	